

2022 年 1 月 31 日

ご利用者様各位

オリックスカーシェア

オリックスカーシェア貸渡約款改定について

拝啓 平素よりオリックスカーシェアをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、オリックスカーシェアでは、「オリックスカーシェア貸渡約款」を下記の通り改定することになりましたので、ご案内いたします。

今後も、一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定日

2022 年 2 月 14 日（月）

※ 2022 年 2 月 14 日 0 時 00 分以降の「予約開始分」より改定後の約款が適用されます。

2. 新貸渡約款・新旧貸渡約款対比表

詳細は以下リンク先をご確認ください。

- (1) [オリックスカーシェア貸渡約款（2022 年 2 月改定版）](#)
- (2) [新旧貸渡約款対比表](#)

3. 主な改定内容

- (1) 運転免許証更新の届出に関する規定を条文化
 - ・運転免許証更新の届出が未完了の場合、当該登録運転者様のオリックスカーシェアの利用停止措置を行う規定（第 6 条 2）
- (2) 運転免許証更新が長期間未届の場合の措置を追加
 - ・運転免許証の有効期間満了後、6 ヶ月経過しても更新の届出がない場合、弊社が当該登録運転者様の登録の取り消しを行える規定（第 6 条 2）
 - ・登録された全登録運転者様の運転免許証の有効期限が満了後、更新の届出のない状態が 6 ヶ月経過した場合、主契約者である会員様に通知のうえ、入会契約を終了できる規定（第 11 条 2）
- (3) 長期間ご利用がない法人会員様への契約継続の確認規定を追加
 - ・法人会員様が入会契約を締結した月、または最後にオリックスカーシェアをご利用した月から 2 年間オリックスカーシェアのご利用がない場合、会員様へ通知の上、入会契約を終了できる規定（第 11 条 3）

(4) クレジットカードの有効性確認に関する措置を追加

- ・会員様が指定したクレジットカードに関して、弊社が有効性確認を行う場合があること。
(第 18 条 4)

(5) 禁止行為の明確化および追加

ルールブックやホームページ内に記載済みで、今改定より約款に明記した項目を含みます。

- ・車内備え付きの車載機・備品等の等の改造、損壊、持ち去り等（第 25 条(5)）
- ・給油カードの持ち去り、不正使用（第 25 条(6)）
- ・会員様以外の方にカーシェアリング車両を運転させること（第 25 条(8)）
- ・持ち込み禁止物の追加（第 25 条(12)）

※ その他の改定内容については「新旧貸渡約款対比表」をご確認ください。

以上